

申請に対する処分

処分名	修学中の者に対する適用の特例
根拠法令	国民健康保険法第116条
所管課	国民健康保険課（名瀬）保険福祉課（住用）市民課（笠利）

1 審査基準

申請を行うことができる人

修学のために他の市町村に居住している被保険者が属する世帯の世帯主
（修学：学校教育法に規定された学校・専修学校・各種学校及びこれに準ずる教育機関に在籍している事を指す。）

申請の方法

在学証明書・学生証の写し等，在学していることが確認できる書類を添付して申請する。（認め印が必要）

交付の要件

身分証明書で身分が確認できる場合は，即日で被保険者証を発行する。
身分が確認できない場合には，世帯主に郵送する。

2 標準処理時間

即日